

1602907 エクスプレス予約サービス 会員規約集 提携コーポレート会員(トヨタファイナンス)

※最新のエクスプレス予約に関する会員規約・特約等は 2021.3版エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/rules/) でご確認ください。

TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約

第1条(総則)

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。)、トヨタファイナンス株式会社(以下「カード会社」とい。)、JR東海とカード会社を総称して、「両社」という。)が提携して発行し、本条第3項に定める法人会員が提供する「TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード」(以下、「カード」という。)に関して適用されます。
- 規約の名称は、「TS CUBIC エクスプレスコーポレート会員規約」(以下、「本規約」という。)とします。「カード規約等」とは、発行されるカードの種類に応じて、「法人会員およびカード使用者」に適用されるカード会社所定の法人会員規約(個別決済方式・会社一括決済方式)を含む。)の総称をいいます。
- 本規約で定める「法人会員」とは、カード規約等を承認した法人又は非法人たる団体(以下、総称して「法人等」という。)が、本規約およびJR東海が別途定める「エクスプレス予約サービス(TS CUBIC コーポレート)に関する特約」(以下、「EX予約サービス特約」という。本規約と総称して「本規約等」という。)を承認するうえ、両社に対し申込み、両社が審査のうえ、入会を認めた法人等をいいます。
- 本規約で定めるカード使用者とは、法人会員による第3項の申込みに基づき、法人会員によってEX予約サービス特約に定めるエクスプレス予約サービス(以下、「本サービス」という。))の使用者として指定され、両社が審査のうえ入会を認めた役員又は従業員等その他の者をいいます。
- 法人会員およびカード使用者が本サービスをj使用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、「JR東海が定める「EX予約サービス特約」を承認し、遵守するものとします。
- 法人会員は両社に対し、第3条第2項で定めるカードの「部署カード」の発行を申し込みます。また、法人会員は、第3条第4項で定める基本会員番号を利用することで、本サービスを利用してきます。なお、カード使用者は、別にカード規約等を承認のうえ、カード会社に入会し申込みのものとします。なお、法人会員およびカード使用者は、本規約および発行されるカードの種類に応じた「カード規約等」を承認し、第3条第5項で定め「個人カード」の発行等申し込みをすることができます。本規約等に定めのない条項については、カード規約等が適用されます。なお、本規約等とカード規約等に内容に相違がある場合は、本規約等に定める内容が優先して適用されます。

第2条(管理責任者)

- 法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下、総称して「法人会員等」という。))は、法人会員等による本規約等に基づく入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。))、退会手続その他手続きに関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者(以下、「管理責任者」という。))を選出し、両社に届け出るものとします。
- 法人会員等およびカード使用者とは、本規約等に基づく入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。))、退会手続その他手続きを行う場合、管理責任者を申請して手続きを行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者として、両社指定の申請書類に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出用紙を捺印し提出し、両社に提出するものとします。
- 法人会員等は、管理責任者が、法人会員等との「請ねふた回書」と連絡調整等、両社所定の事項およびに連関する事項につき、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為と同一ものと見做さないものとします。また、法人会員等およびカード使用者は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続きを管理責任者が法人会員等すべて代替て行うことをあらかじめ承認し、管理責任者は、カード使用者に対する本規約等およびカード規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為と同一ものと見做さないものとします。
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第3条(カード発行)

- 両社は、本規約等およびカード規約等に基づき法人会員およびカード使用者に対しカードを発行します。
- カードの種類は、法人会員が発行する「部署カード」又は、カード使用者が発行する「個人カード」とし、「部署カード」は、カード形式(物理的カード)の発行はしないうとします。
- 「部署カード」とは、カード規約等に基づき、カード会社が発行するカードですが、同規約の定めにかかわらず、カード形式で法人会員のみ発行され、JR東海又はカード会社が別途定める商品、および役務の利用代金、その他精算代金の支払手段としてのみ利用可能な情報になります。
- 法人会員は、部署カードの会員番号と別記し、カード会社から通知される会員番号(以下、「基本会員番号」という。))を利用することにより、JR東海が法人会員向けに提供する本サービスを受けることができます。
- 「個人カード」とは、カード会社がカード使用者に発行するカードをいいます。
- 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなればなりません。
- カードの所有権は、カード会社に属します。
- カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
- カードの更新は、両社が引き続き法人会員およびカード使用者として認める場合に行います。

第4条(JR東海による会員情報の収集等に関する同意)

- 法人会員等なびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方(以下、「カード使用者等」という。))は、「JR東海およびカード使用者等およびカード使用者の会員情報(本項(1)に定めるものをいう。))を、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1) JR東海の情報収集に関する事項 (2) 法人会員等およびカード使用者等に関する情報(以下、「会員情報」という。)) (3) 法人会員等の氏名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時に届け出た情報およびこれらすべての変更情報 (4) カード使用者等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、勤務先情報(勤務先所在地、所属部署)、社員コード、出張番号、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報 (5) 乗車券類、旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報 (6) カード会社より提供されるクレジット情報 (7) JR東海が必要により運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、又は写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報(なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。)) (2) JR東海が次の目的のために会員情報を関連すること (7) 乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため

- カード使用者が本特約等に違反した場合
 - 第2項(1)および第3条(1)より修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合
 - 本代理権を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、またはカード使用者がカード使用者でなくなった場合
 - 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合
 - カード使用者が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行ったり申し立てを受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - カード会社が会員資格を取り消すよう通知があった場合
 - 法人会員またはカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含む)
 - 法人会員またはカード使用者が、その一部または全部を貸し出し使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超過して、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合
 - 法人会員またはカード使用者が、第23条に違反している、または疑いがあると当社が認めた場合
 - 同一のカード使用者に対し複数の会員ID(本サービス、J-WESTカードEX予約サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。))が発行されている場合(過去に該当していた場合を含む。))において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかにか該当した場合
 - その他、カード使用者が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
7. カード使用者は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が定める会員登録の初期化手続きを行うものとします。カード使用者が会員登録の初期化手続きを行った場合、当社は、カード使用者の会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続きが完了した後、当社は申込サイトに表示することにより通知します。なお、カード使用者が、カード会社のカード退会希望と希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、カード会社へ申し出るものとします。
8. カード使用者が会員登録を行った後は、またはカード使用者が前項に定める本サービスの会員登録の初期化手続きを行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条第1項に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
9. 法人会員およびカード使用者は、第5項、第6項または第7項にいう、カード使用者の会員資格の喪失時点以前に発生した本特約等に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

第3条(会員情報の登録・修正)

カード使用者は、会員情報(前条第2項により登録した自己に関する情報または回復方法を開わずこれを修正登録したものを含む)の内容に変更があった場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報が常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条(会員情報の使用等)

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員またはカード使用者に関する情報(購入履歴およびサービス・通信履歴)について、法人会員およびカード会員規約および本規約に定めるものとします。

第5条(法人会員およびカード使用者の義務)

- 法人会員およびカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なカード上および技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
- 法人会員およびカード使用者はIDおよびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の方には利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
- 法人会員およびカード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

第6条(カード使用者の問い合わせ窓口)

- カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」とい。))にて受け付けるものとします。電話番号、受付時間等は、当社HP上に掲示します。
 - カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社HP上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき厳正に取扱います。
 - カスタマーセンターから入する情報に基づき、法人会員またはカード使用者が判断した行動の結果、法人会員またはカード使用者が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
- 第7条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等)**
- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。
 - 本サービスを利用した乗車券類の購入等や受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取次掛乗車券類等は、原則として当社HP上にて周知するものとします。

第8条(申込)

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入を申込するものとします。

第9条(回答方法、決済)

- カード使用者が本サービスを利用した場合、会員IDに紐づくカードに 의해決済することとします。
- カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの可否の回答の通知は、申込操作完了後の申込サイトへ表示、またはカード使用者の電子メールアドレスに送る電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われます。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正である場合は、遅滞なく到達した旨の回答の通知が当社からなされた時点まで、本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとす。かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社がカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かりの番号の通知等を行うものとします。
- カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われたものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入入可能枠は、当社HP上により周知するものとします。
- カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する定める通知をカスタマーセンターから行うことができます。

- 乗車券類の変更、払戻等(第14条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。))により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとなります。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したものと

- (4) JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
 - (9) JR東海の販売状況分析、商品開発に利用するため
- ただし、法人会員が本項(2) (4)に定める宣伝物の送付等について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は、本項(7) (4)に定める相談窓口を通じて連絡するものとします。)
- 法人会員等が、JR東海又はカード会社に対して届け出た法人会員等およびカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等と誤りがあり、JR東海又はカード会社の一方にのみ変更の届出があった場合については、当該届出の情報について、JR東海およびカード会社が相互に提供すること
 - 会員情報の収集、本項(2)の利用目的に必要な業務を、JR東海が他の企業に委託する場合、JR東海は当該業務委託の処理に該当する範囲で、会員情報の保護措置を講じた上でカード使用者の会員情報を預託すること
 - JR東海の情報共有の共同利用(エクスプレス予約サービス (https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。))上において公表する目的、「共同利用サービス」において、当社HPに掲げる目的で、本項(1)に記載のカード使用者の会員情報、共同して利用すること並びに共同利用に関する責任者をJR東海とし、問い合わせ窓口は本項(7) (4)に記載の窓口とすること
 - JR東海からの本項(1)記載の自己に関する会員情報(以下、「個人情報」という。))の提供およびその利用割等そのサービス提供のため、JR東海の提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)記載の個人情報を提供すること
 - JR東海による個人情報の開示・訂正・削除
 - 法人会員等およびカード使用者等は、JR東海に対して、個人情報を開示するよう請求ができること
 - JR東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすること
〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR東海品川ビルA棟
東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター
電話0120-417-419
 - (9) 万一登録内容が不正確、又は誤りであることが判明した場合には、JR東海は所定の手続きを行い、これを訂正・削除すること

- 本規約に不同意の場合
- JR東海は、カード会社に必要ない記帳内容(入会申込書で法人会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合又は本規約の内容を全部、もしくは一部を承認できない場合、カードへの入会申込をお断りすること
- 法人会員は、管理責任者の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先情報(勤務先所在地、所属部署)、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報をJR東海に提供することにあたり、あらかじめ管理責任者本人から当該情報提供に関する同意を得るものとします。
 - カード使用者は、JR東海との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報が、JR東海から法人会員に提供されることに同意するものとします。
 - 本条に定める同意事項に関連して(法人会員が、本条第2項の同意を得ている場合を含む。))カード使用者又は管理責任者が生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社又はカード会社が過度に迷惑をかけるなものとします。
 - 本条に基づき又は関連してJR東海又はカード会社がカード使用者又は管理責任者から損害賠償請求やこれに関する請求その他の異議を受け、これにより被害(これに対処するために要した費用の負担を含みます。))を被った場合は、法人会員はこれを速やかに補填するものとします。

第5条(利用内容の共有)

法人会員は、両社が法人会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、法人会員のカードの利用内容等、両社において共有することをあらかじめ同意するものとします。

第6条(JR東海でのカードの使用)

- カード使用者は、JR東海が指定するJR東海の窓口等で原則としてカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の署名をすることにより、乗車券類等の商品の購入、サービスの提供を受けようことができます。ただし、カード使用者は、利用できない乗車券類等の商品、サービス等があることをあらかじめ承諾します。
- カード使用者のJR東海でのカードの利用について、カード会社が適当と認める場合は、前項にかかわらず、所定の帳票への署名に代えて端末機への暗証番号の入力等、カード会社が適当と認める方法により取り扱うことができる場合があります。
- 法人会員およびカード使用者は、インターネット等によってJR東海と取引を行う場合は、カードの提示に代えて、カード会社が必要と認める個人情報等をJR東海に送付すること等により、当該取引によって法人会員およびカード使用者が負担した債務の決済手段としてカードを利用できます。
- 部署カードの利用範囲は、カード会社の認める方法によるJR東海が認めた商品の購入に限ることとします。
- 法人会員およびカード使用者は、部署カードにて購入した商品の本サービスの範囲において、JR東海所定の手続きを介して利用することができます。

第7条(代金の支払い)

法人会員およびカード使用者は、承認したカード規約等に定める方法により、JR東海におけるカード利用代金等を支払うものとします。

第8条(カードの紛失・盗竊)

カードの紛失・盗竊にかかわる措置は、カード規約等によるものとします。

第9条(加盟店との紛議)

法人会員およびカード使用者がカードを利用して、JR東海の上記するJR東海の窓口以外のカード会社の加盟店等で購入した物品又は受けたサービスに関して生じた紛議については、JR東海は一切の責任を負いません。

第10条(届出事項の変更)

- 法人会員は、両社に届け出た事項に変更が生じた場合は、カード規約等の定めに従い、遅滞なく届け出るものとします。
- 前項の届出がないために両社からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員又はカード使用者に到着したものとはみなします。
- 本条第1項の届出がなかったことにより、法人会員およびカード使用者が被った損害については、当該届出の責任を負わず、両社の一方又は両方が被った損害については、法人会員はこれを連帯やかに補填するものとします。

第11条(退会)

- 法人会員が都合により退会する場合は、カード規約等によるものとします。
 - 法人会員が部署カードについて退会した場合には、個人カードを貸与されるカード使用者に本規約等が適用されるものとします。
- 第12条(会員資格の取消)**
- 法人会員およびカード使用者が次の各号のひとづつで該当する場合は、本項(1)においては当然に、本項(2) (4)においては、相当期間を定めたJR東海又はカード会社の催告後に正されません。本項(2) (4) (5) (6) においてはJR東海又はカード会社が会員資格の取消の通知をしたときに会員資格を取り消されます。なお、法人会員が本規約等およびカード規約等のいずれか又はこれらにより、本規約等を喪失した場合には、両社とカード使用者との間に適用される全ての本規約等又はカード規約等について、当然に会員資格を喪失するものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告をした場合

ち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスの利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受け利用があるものとします。

第10条(契約成立後の乗車券類の扱い)

- カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイトにて確認することができます。
 - 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
 - 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または団体の定める運送契約の適用を受けず利用するものとします。
- 第11条(乗車券の払い戻し)**
- 本サービスの乗車券類は、別に定める期間において、旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」という。))の前に購入の申込(以下「事前申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車などの事前申込の件数には限らぬものとします。
 - 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
 - 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時~事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前以降に降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の可否の通知は、第9条に基づき電子メール送信により行います。(注) 事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
 - 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の締結の成否をカスタマーセンターから行う場合があります。
 - 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
 - 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に、無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第12条(夜間申込サービス)

- 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯においては、購入の申込(以下「夜間申込」という)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
- 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第9条に基づき電子メール送信により行います。(注) 夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中にも、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第13条(受取)

- カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口(以下「受取窓口」という。))において、当社が別に定める方法により、第10条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。
- 本サービスは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。))を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別に定めるカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となる場合、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅での窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることもできます。
- 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車当日までとし、受取窓口の営業時間内に限定されます。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第11条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができないものとします。
- 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱われます。(1) 付帯する乗車券の効力が一体となった乗車券については、普通車指定席用およびグリーンカード用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日内に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなし、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。(2) 特急券等の一切の払戻は、普通車指定席用およびグリーンカード用は、普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
- 前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第9条にかかわらず会員への通知は行いません。
- カード使用者が会員資格を喪失した時点で、当社が第10条第2項により保管している乗車券類が存在する場合は受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなします。

第14条(受取後の乗車券類の扱い)

カード使用者が第13条第1項により受取した後乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社が別に定める窓口において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

第15条(付帯サービス)

- 当社または付帯サービスを提供する企業(以下「提携企業」という。))は、特典として本サービスに付帯サービス(以下「付帯サービス」という。))を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの利用、利用方法等については、当社HPまたは申込サイト上への掲示等が案内になります。
- 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者のカードまたはEX-ICカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第16条(変更の可能性)

- 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよびプログラムが有効であるものとします。また、この変更一起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切の責任を負いません。
- 本サービスの利用環境、乗車券類購入/申込受付期間、受付時間および所要回答時間(第8条、第11条、第12条の申込方法)
- カスタマーセンターの電話番号、受付時間等

- 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反した場合
 - 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合
 - カードの利用代金の支払いを遅滞した場合
 - 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとJR東海又はカード会社が判断した場合
 - カードの利用状況が適当でないとJR東海又はカード会社が判断した場合
2. 前項の場合、資格を喪失した法人会員およびカード使用者は直ちにカードをカード会社に返却し、カード利用代金等カード会社に対する自己の全債務をカード規約等に基づき、カード会社に支払うものとします。
3. 法人会員およびカード使用者がカード規約等の会員資格を喪失した場合は、本規約による会員資格も喪失するものとします。

第13条(合意管轄裁判所)

法人会員とJR東海との間で発生する訴訟については、JR東海の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第14条(規約の改定)

本規約の改定に従い、法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し(その中に別および特約等を新たに定めることを含みます。))、又はその付帯および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、又は法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都合、ホームページ等で公表するものとします。

改定日 令和2年3月21日

エクスプレス予約サービス(TS CUBIC コーポレート)に関する特約

第1条(概要)

- 本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。))が「TS CUBIC エクスプレスコーポレートカード会員規約」(以下、「カード会員規約」という。))に定める法人会員(以下「法人会員」という。))に提供するエクスプレス予約サービス(以下「本サービス」という。))の取次ごころにて定められた法人会員は本特約の内容によって会員指定のTS CUBIC エクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。))を使用(以下「カード使用」という。))に周知するものとします。法人会員およびカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。
- 本特約は、カード会員規約の特約であり、カード会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社または当社指定路線を運営する本社(以下「他社」という。))の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款、以下同じ。))によります。
- 法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限(以下「本代理権」という。))を授与するものとし、法人会員はカード使用者のエクスプレス予約サービスの利用に関する一切の責任を負うものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法により、エクスプレス予約サービスの利用の退会を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。
- また、民法の定めに従い「法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し(その中に別および特約等を新たに定めることを含みます。))、またはその利用者の利益を侵害することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都合、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。))等で公表するものとします。

第2条(エクスプレス予約利用資格)

- 本サービスは、法人会員およびカード使用者に限り利用できるものとします。
- カード使用者は、本サービスの利用開始にあたり、インターネットの申込サイト上で、当社がカード使用者を識別するためのカード使用者のID(以下「会員ID」という。))や、その他の当社が別に定める情報(以下「会員情報」という。))を入力することができます。本サービスの会員登録手続(以下「会員登録」という。))を行います。カード使用者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
- 当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。(1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)がある場合

- 会員登録が正し完了しなかった場合
- カード使用者が未成年者、成年被後見人、被保護人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
- カード使用者が、過去において本特約またはこれに付随する特約(以下、総称して「本特約等」という。))に違反したことにより、本サービスの会員登録資格の停止・取消を受けている場合
- 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。))が提供するJ-WESTカードおよびエクスプレス予約サービス(以下「J-WESTカードEX予約サービス」という。))または当社とJR西日本と別々に提供する「スマートEX予約サービス」(以下「スマートEX」という。))の会員登録資格の停止・取消を受けている場合
- (6) その他、カード使用者が本サービスをj使用することを、当社が不適当と判断する場合
- 第2項の会員登録に対して当社が承諾した場合、カード使用者は本会員として(資格(以下「会員資格」という。))を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。))に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。))は、以下の項目に該当する場合、法人会員に通知報告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。

- 法人会員1年本たりのJR東海でのカード利用代金、年末時点でカード会社が会員に貸与していた部署カードおよび個人カードの総枚数で割ったカード1枚あたりの利用代金が、20,000円を下回った場合
- 当社より第4項の承認を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく、直ちにカード使用者の本サービスの利用資格を停止・取消したカード使用者の本サービス利用を停止させることがあります。なお、本項(7)または(8)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第6号に該当するものとみなします。

- 第13条の受取窓口、受取方法、受取期間
 - 付帯サービスの内容
 - その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。
- 本サービスのシステムの保守が必要な場合
 - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他その非常事態または当社の責にしろならぬ事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
 - その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
3. 当社は、当社が別に定められた必要と認める方法により行うものとします。))は、以下の項目に該当する場合、法人会員に通知報告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるものとします。
- 法人会員またはカード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき車を確認するカード使用者以外の方(以下「利用者」という。))が行った一切の責任を負うべき結果並びに会員ID等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
 - 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - カード使用者の会員IDおよびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が第2条第3項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が第2条第6項により本サービス利用の一時停止または本サービスの利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、カード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等への何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取次情報が漏れたときに、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者が生じる運送料等必要な費用の支払が生ずることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - 当社が相当の対策を講じていたにもかかわらず支障がでずじり当社から送信された電子メールに付随していたウイルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量以上に送受信したにもかかわらず、結果としてカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - その他、当社が相当の対策を講じていたにもかかわらず、カード使用者が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - カード使用者が、本特約、本特約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定めに違反したことにより、または本特約および本特約の特約によりカード使用者が一切の責任を負うこと規定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
 - その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

- 本特約は本特約等、当社または他社が定める運送約款および法令の定めにより発生する債務を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。
- 本条に「

- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

改定日 令和3年3月6日

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条 (定義)

- (1)本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。))およびJR東海が提携する企業(以下、「提携各社」という。))が、「JR東海エクスプレス」(Visa・Mastercard・JCB)カード会員規約(※)に定める会員(以下、「会員」という。))に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム」という。))により定められます。
- (2)本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
- (3)ポイントとは、会員による本プログラム特約サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
- (4)特典とは、会員の利用申込に応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
- (5)特典グリーン券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗りいただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類をいいます。

第2条 (参加申込)

- (1)本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。
- (2)前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外となります。
 - 基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
 - JR東海エクスプレス・カード(コーポレート)会員
 - JR東海エクスプレス・カード(非予約専用)会員
 - JR東海エクスプレス予約サービス(ブラスEX)会員

第3条 (ポイントの蓄積)

- (1)ポイントは、物理的に発行されたカード単位で蓄積されます。
- (2)会員が、別でなくなったときは、蓄積されたポイントは無効となります。
- (3)ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR東海及び提携各社の定める商品購入、サービス利用に際し、付与されます。
- (4)ポイントは、エクスプレス予約サービス内に設定された口座に対し蓄積されます。
- (5)JR東海及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
- (6)ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員は、ポイント口座に登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
- (7)ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員はJR東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積、引き落しを請求することができます。ただし、この請求は、JR東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなりません。
- (8)エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

第4条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末(E123時30分)までとなります。有効期限後(口座)に存在するポイントは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責任を負いません。

第5条 (ポイントの共有・合算・移転)

- (1)蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有、合算・移転できません。
 - ①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合
 - ②会員が複数のカーを所持している場合
 - ③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署(代表者)カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合
- (2)ポイントの合算・移転の特例
 - 前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。
 - ①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することになった場合
 - ②その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

第6条 (提携各社によって提供される特典)

- (1)提携各社によって提供されるサービスの内容及びそれに関する告知等については、提携会社の責任により行います。JR東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。
- (2)提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。
- (3)蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有、合算及び譲渡することはできません。
- (4)JR東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等について、一切責任を負いません。
- (5)JR東海は、提携会社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)等にてその旨をお知らせします。

第7条 (ポイントによる特典の利用)

- (1)特典は、会員に限り申し込むことができます。
- (2)特典は原則として、会員に限り利用できるようになります。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等へ特典を利用できる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者遵守されるものとします。
- (3)ポイント及び特典については、本項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
- (4)特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- (5)会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・電子メールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録住所の誤り、変更が新もしくは必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。
- (6)会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
- (7)特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります

- す、JR東海は、この利用制限を理由に、特典の払戻、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- (8)会員等が、提供された特典をいかなる形でも第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- (9)JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを理由とするいかなる責任も負いません。

第8条 (変更・終了の告知)

- (1)JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- (2)本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
- (3)JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

第9条 (特約の変更)

民法の定めに従い(会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。))又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ等で公表するものとします。

第10条 (この特約に定めのない事項)

ポイント利用に係わる個人情報取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・特約によります。

※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。

- JR東海エクスプレス・カード会員規約
- JR東海「そうだ京都、行こう」エクスプレス・カード会員規約
- JR東海「そうだ京都、行こう」エクスプレス・(Visa)カード会員規約
- JR東海エクスプレス・カード(法人)会員規約
- JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約
- JCBエクスプレスカード会員規約
- 三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
- UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
- MUFJカードエクスプレスコーポレート会員規約
- DCエクスプレスコーポレートカード(個別払い方式)会員規約
- DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約
- TS CUBICエクスプレスコーポレート会員規約
- JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビューカード会員用)
- アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

改定日 令和2年3月21日

JR東海EX-IC サービス規約(提携コーポレート会員)

本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。))が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

第 1 章 総 則

第1条 (総則)

- 1.本規約は、「エクスプレス予約サービスに関する特約」(※1) (以下「サービス特約」という。))の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
- 2.[JR東海エクスプレス・カード会員規約」(※2) [以下「カード会員規約」という。]]に定める法人会員(以下「法人会員」という。))は、カード会員規約に定めるカード使用者(以下「カード使用者」という。))に本規約を周知する義務を負います。

第2条 (用語の定義)

- 本規約における主要用語の定義は、以下のとおりとします。
 - [「EX-ICカード」とは、当社が法人会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。
 - [「EX-ICカード 番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカード固有の番号をいいます。
 - [「記名式EX-ICカード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
 - [「非記名式EX-ICカード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
 - [「交通系ICカード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。))に掲載するICカード乗車券等を行います。
 - [「当社指定路線」とは、第4条に定めるEX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - [「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカード(※3)のうち、会員が、JR東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
 - [「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカーを発行するクレジットカード会社(※4)をいいます。
 - [「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が、サービス特約第2条の定めにより会員登録の際に登録した事項(修正登録した事項を含みます。))をいいます。
- 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約およびサービス特約に定めるところによります。

第3条 (本規約の変更)

当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。))、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社HP等で公表するものとします。

第 2 章 EX-IC サービス

- 法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。
- 法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第8項の定め他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
 - 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
 - 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
 - 本規約に違反している状況において、紛失、盗難、不正使用が発生した場合
 - 当社は、当社が指定する者が行方不明や被害状況調査等に協力をしない場合
 - 不正使用の際に法人会員のパスワードが使用された場合
 - 第1項の申し出または届出書類の内容が虚偽である場合
- 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第8項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
- カード使用者が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める規約順によります。
- カード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等してなければ、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める補償はあり得ません。

第17条 (EX-ICカードの再発行)

- 当社は、法人会員またはカード使用者が当社の定める変更手続きをすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種別を変更して再発行するものとあります。
- 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
- 当社は、法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社に定める再発行手続きを行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
- 前二項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
- 法人会員またはカード使用者は、第1項または第3項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は指定クレジットカードにより決済するものとします。

第 5 章 交通系ICカード

第18条 (交通系ICカード)

- カード使用者またはカード使用者が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の他の利用(以下「利用者」という。))がEX-IC運送契約により当社指定路線に認めるために交通系ICカードを使用し、入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。

- 交通系ICカードが失効や無効となった場合は、本サービスを利用できません。
- カード使用者は、記名式の交通系ICカードを登録した場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。
- カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車する場合であって、交通系ICカードを使用して入出場するときは、常にICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社はまた当社指定路線を運営する他社の係員により、カード使用者はICカードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系ICカードを、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

- EX-IC運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づく交通系ICカードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイトに表示す

(※) ※1～4の用語については、本規約においてすべての箇所、エクスプレス予約サービスに関する特約ごとに、以下の用語に読み替える。

※1 エクスプレス予約サービスに関する特約	※2 JR東海エクスプレス・カード会員規約	※3 クレジットカード(JR東海エクスプレスカード)	※4 クレジットカード発行会社
エクスプレス予約サービス(JCB)に関する特約	JCBエクスプレスカード会員規約	JCBエクスプレスカード	株式会社ジェーシーまたはその提携するカード発行会社
エクスプレス予約サービス(三井住友エクスプレスコーポレートカード)に関する特約	三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約	三井住友エクスプレスコーポレートカード	三井住友カード株式会社またはその提携するカード発行会社
エクスプレス予約サービス(UCコーポレート)に関する特約	UCエクスプレスコーポレートカード会員規約	UCエクスプレスコーポレートカード	株式会社クレディセゾン
エクスプレス予約サービス(MUFJカードコーポレート)に関する特約	MUFJカードエクスプレスコーポレート会員規約	MUFJカードエクスプレスコーポレート	
エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約	DCエクスプレスコーポレートカード(個別払い方式)会員規約	DCエクスプレスコーポレートカード	三菱UFJニコス株式会社またはその提携するカード発行会社
エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約	DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約	DCエクスプレスコーポレートカード	
エクスプレス予約サービス(TS CUBICコーポレート)に関する特約	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約	TS CUBICエクスプレスコーポレートカード	トヨタファイナンス株式会社
エクスプレス予約サービス(アメリカン・エクスプレス®/アメリカン・エクスプレス・コーポレート)に関する特約	アメリカン・エクスプレス®/JR東海エクスプレス・コーポレートカード会員規約	アメリカン・エクスプレス®/JR東海エクスプレス・コーポレートカード	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.

第4条 (EX-ICサービス)

- EX-ICサービス(以下「本サービス」という。))とは、サービス特約第1条に定めるエクスプレス予約サービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下「締結等」という。))をすることができるサービスを行います。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場[以下「駅」という。]]において入出場する際にEX-ICカードまたは交通系ICカード(以下、総称して「ICカード」という。))が必要等の特的な旅客運送契約(以下「EX-IC運送契約」という。))となります。また、EX-IC運送契約は、乗車間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるより法人会員またはカード使用者もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。

- カード使用者または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第13条に定める受取窓口において、サービス特約第10条により当社が保管し、その約定した内容を記載した換取票(以下「乗車券別」という。))を受け取って乗車するものとします。
- 当社指定路線とその他の路線の自動改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第5条 (EX-IC運送契約の内容)

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条 (利用環境、受付期間、受付時間等)

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。
- 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および所要回答時間並びに二回以上扱うEX-IC運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条 (申込)

カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

- カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上で当社が別に定める操作を行います。
- ※EX-IC運送契約により定めるICカードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限りです。

- 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。))への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われるものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
- 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者が当社との間でEX-IC運送契約が成立するものとします。
- EX-IC運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けず、また、EX-IC運送契約の締結可能枠は、当社HPにより周知するものとします。
- 第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

- カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等申し込む場合、本サービスの申込サイトにて当社が別に定める操作を行います。
- 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われるものとします。

- 前項より第4項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードより精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約の運賃等を変更して決済したのち、変更前EX-IC運送契約の運賃等払い戻します。したがって、カード使用者が本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けられる場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または進行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
- カード使用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第6条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。))まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード使用者により、EX-IC運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターが行ったことがあります。
- EX-サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けとれたとき、この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。またEX-IC運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものと、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知を行うものとします。

第9条 (契約の締結、変更後の取扱い)

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上で確認することができます。

第 3 章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

- 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるとし、変更後は、変更後の内容が有効となります。
- 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」という。))を変更することができるとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断またはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
 - システム等の保守・点検を行う場合
 - システム等に障害が発生した場合
 - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責にいらぬ何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

- (4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
- 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員およびカード使用者に事前に通知するものとします。
- 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者が生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第11条 (通知の方法)

- 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社HP上への掲示、電子メールアドレスの電子メールの送信、電話番号や電話番号、指定クレジットカード発行会社指定する住所への郵便物の送付など当社が適宜と認める方法のいずれかにより行うものとします。
- 前項の通知の本サービスの申込サイトもしくは当社HP上への掲示によって行われる場合、掲された時点をもって通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するとき電子メールアドレス宛て電子メールがメールアドレスに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
- 前二項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 4 章 EX-ICカード

第13条 (EX-ICカードの発行および効力)

- 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
- EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
- 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-ICカードを送付します。
- 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード(内蔵するICチップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。
- カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常にEX-ICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- 記名式EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外には使用できません。
- 非記名式EX-ICカードは、法人会員がの使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うこととを条件に、法人会員が指定する(以下「カード指定者」という。))に使用させていただきます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。
- EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承認したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
- 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取扱いについては、別とします。

第14条 (EX-ICカードの有効期限および更新)

- EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとなります。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。
- 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限内に、当社の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあります。
- EX-ICカードの有効期限が満了する場合、法人会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がないEX-ICカードについて、当社が引き続き適宜と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

第15条 (EX-ICカードの返却)

- 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-ICカードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - 本規約に違反した場合
 - 会員登録の取消を受けた場合
 - 当社が定める期間において、1回を本サービスを利用していない場合
 - 記名式EX-ICカードを記名人以外の第三者に使用された場合
 - EX-ICカードを不正乗車(不正乗車する目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます。))または公序良俗に反する行為に使用した場合
 - 転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結等、EX-ICカードの利用状況が適当でないとして当社が認めた場合
 - EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記載された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
 - 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
 - EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反を行った場合または繰り返し違反した場合
 - 当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系ICカードの登録取消を受けた場合
- (2)その他、法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの利用が適当でないとして当社が認めた場合

- 前項により法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カー使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。
- 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
- 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第16条 (EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用)